

福島県における雇用対策協定(令和8年度事業計画)

(平成28年3月24日締結)

福島県と福島労働局は、相互に密に連携して、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上に取り組めます。(事業計画は毎年定める。)

第1 最重点事項

1 震災復興のための雇用対策

- (1) 福島県内外の避難者の帰還・移住促進と雇用の安定
 - ア ハローワーク富岡等による雇用支援
 - イ ハローワーク富岡とふくしま生活・就職応援センター富岡事務所による双葉地域等へ帰還等のための就職、生活就労支援
- (2) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施
 - ア 被災地自治体等で構成する福島広域雇用促進協議会が実施する福島県雇用促進支援事業による帰還者等への支援
 - イ 帰還希望者等向けの合同就職面接会の開催
- (3) 緊急雇用創出事業による雇用の場の確保及びミスマッチの解消

2 魅力ある職場づくりの推進

「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」との連携した取組

(1) 若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と待遇改善

- ア 新規学卒者等に対する就職支援
 - ① 新規高卒者に対する就職支援
 - ② 新規大卒者等及び既卒3年以内の方に対する就職支援
- イ 若者の県内企業への就職促進と職場定着支援
- ウ 就職氷河期世代を含めた中高年層に対する就職支援
- エ 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援
- オ 正社員転換・待遇改善の推進

(2) 女性の活躍推進

- ア 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援
- イ 女性の就業希望の実現
- ウ 経営者、管理者、女性自身への啓発
- エ 企業への「イクボス」宣言(共育プロジェクト)の推進

(3) 長時間労働対策、年次有給休暇取得促進、職場の健康・安全確保等

- ア 労使団体への要請、企業への働きかけ等
- イ 多様な働き方の実現、男性の育児休業取得等の推進

第2 重点事項

1 職業訓練の効果的な実施

- (1) 求職者支援訓練と公共職業訓練の実施に係る総合的な地域職業訓練実施計画の策定
- (2) 職業訓練の周知と受講者の就職支援

2 障がい者の就労促進

- (1) 雇用と福祉の連携による就労支援
- (2) 障がい者就職面接会の開催
- (3) 障がい者の職業能力開発

3 高齢者の就業促進

- (1) 高齢者の就業機会の確保に向けた取組
- (2) シルバー人材センター事業の普及とシニア就業の促進

4 生活困窮者の就労促進

- (1) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進

5 人手不足分野での人材確保

- (1) 建設業関係、製造業等の人材確保対策
- (2) 医療・介護・保育分野の人材確保対策
- (3) 外国人材の雇用対策